#### 令和2年5月1日運用開始(5月1日版)

# 川崎市による「新型コロナウイルス感染症対応資金」に関する 中小企業信用保険法第2条第5項・第6項の 認定の緩和について

**新たな認定申請**については、認定時間及び融資実行までの期間短縮を図るため、国が定める新型コロナウイルス感染症対応資金の指定期間においては、次のとおり認定申請の緩和措置を行います。

※認定緩和の適用要件は、金融機関で売上高の根拠となる金額及び内容を確認し、計算書に 金融機関の支店長【署名捺印(支店長印)】が必要となります。

#### 【現行制度の必要書類】

- 認定申請書
- ・残高試算表・売上元帳・売上高のみ記載(税理士、会計士の署名捺印)
- ・前年同期の残高試算表・売上元帳等
- ・確定申告書(電子申告の場合は、メール詳細・受信通知)写し
- ・(法人の場合)履歴事項全部証明書
- ・許認可書等の写し(許認可書が必要な場合)
- ・代理申請の場合(委任状)

## 省略

- · 残高試算表 · 売上元帳
- ・売上高のみ記載(税理士、会計士の署名捺印)
- ・前年同期の残高試算表・売上元帳等
- ・確定申告書(法人の場合)
- ・許認可書等の写し(許認可書が必要な場合)

### 【緩和措置後の制度必要書類】

- · 認定申請書
- ・計算書【金融機関の支店長または税理士・公認会計士(署名捺印が必要】
- ・法人の場合(履歴事項全部証明書写し)
- ・個人の場合(確定申告書の写しなど)
- ・代理申請の場合(委任状)